

## 「額面株式の株券の無効手続に係る非課税株券発行届出書」の記載要領等

この届出書は、取締役会の決議又は執行役の決定により額面株式の株券を無効として、新たに発行する無額面株式の株券について、印紙税の非課税の適用を受けようとする場合に提出するものです。

### 記載要領

- (1) 「資本金」及び「発行済株式総数」の各欄は、額面株式の株券の無効手続前の事実に基づき記載します。
- (2) 「取締役会の決議年月日又は執行役の決定年月日」欄は、平成 13 年 10 月 1 日前に発行されている額面株式の株券を無効とする取締役会の決議年月日又は執行役の決定年月日を記載します。
- (3) 「無効手続をとる額面株式の総数」欄は、取締役会の決議の日又は執行役の決定の日における発行済みの額面株式の株券の総数を記載します。
- (4) 「株券を会社に提出すべき期間」欄は、無効とする額面株式の株券を会社に提出しなければならないこととした一定の期間を記載します。
- (5) 証券代行会社等に額面株式の無効手続に関する事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。

### 留意事項

- ・取締役会等の決議等の内容を証する文書（取締役会決議公告の写しなど）を添付してください。